

令和4年度 認知症対応型共同生活介護 指摘事項一覧

10事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令等	指摘数
1	サービスの提供の記録	利用者の被保険者証に、入居年月日と共同生活住居の名称が記載されていない事例や、退所者の退所年月日が記載された被保険者証のコピーが見当たらない事例がありました。被保険者証への入退去日、共同生活住居の名称等の記載は、確実に行ってください。	区条例第9号第115条第1項 基準省令解釈通知第3の5の4(2)①	2
2	利用料等の受領	料金表等に記載のある項目について、その内訳を把握されていないため使途不明な状況でした。あいまいな名目による費用の支払いを受けることは認められていないため、費用の内訳を明らかにしてください。	区条例第9号第116条第3項 基準省令解釈通知第3の5の4(3)②	1
		特殊寝台や車いす等、利用者の処遇上必要な福祉用具の必要性について事業所が把握していたにも関わらず、利用者に費用負担を求めていた事例がありました。処遇上必要となった福祉用具については介護報酬に含まれるため施設側の負担で備えてください。	区条例第9号第116条第3項 基準省令解釈通知第3の5の4(3)②	2
		重要事項説明書の中の「日常生活費」の内訳が「施設で用意する共用の消耗品の費用」として記載されていました。実際に徴収している内容としては、一律に提供するペーパー類やレクリエーション用の色紙、絵の具、糊等の費用でした。それらにかかる物品代は介護報酬に含まれる費用であるため、見直してください。	28福介発第10643号「利用者からの費用徴収について(通知)」	1
3	身体的拘束適正化	身体的拘束等の適正化を検討する委員会を3月に1回開催していることが確認できませんでした。身体拘束を行っている利用者がいない場合であっても、委員会を定期的に開催し、結果について従業者に周知してください。	区条例第9号第117条第7項第1号 基準省令解釈通知第3の5の4(4)④	3
4	研修	介護従事者への研修について、実施していることが確認できませんでした。介護従事者の質の向上を図るため、研修計画を策定し、計画に沿った研修の機会を確保してください。	区条例第9号第123条第3項 基準省令解釈通知第3の5の4(9)④	1
5	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。具体的な指針を定め、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	区条例第9号第123条第4項 基準省令解釈通知第3の5の4(9)⑥	2
8	事故発生時の対応	区における事故報告の取扱いを把握しておらず、区への報告が必要な事故について報告されていませんでした。区における事故報告の取扱要領を確認し、区への報告が必要な事故については、速やかに漏れのないうち報告してください。	区条例第9号第128条で準用する第40条第1項 基準省令解釈通知第3の5の4(16)で準用する第3の1の4(30) 大田区「介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」	1